

I

総

論

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

総合振興計画のうち基本構想は、基礎的自治体として民主的かつ能率的な行政の確保、地域における総合的かつ計画的な行政経営を図るための最上位計画です。

本市においては、これまで4次にわたって総合振興計画を策定し、計画的な行政経営を行っています。

第1次 昭和46年度～昭和55年度

第2次 昭和59年度～平成6年度

第3次 平成元年度～平成12年度

第4次 平成10年度～平成22年度（平成16年度一部改定）

しかし、第4次の計画期間中に、市の人口は減少に転じています。（1月1日時点のピークは平成13年（2001年）の58,155人。埼玉県町(丁)字別人口調査による。）

また、本市をとりまく環境は、少子高齢化の進行、市民の価値観の多様化、地方分権の進展など、著しく変化しています。

特に、地方分権一括法の施行などにより、地域の実情にあったまちづくりを地域が主体的に担うことが求められています。この時代の流れに対応し、個性あるまちづくりを進めていくため、羽生市のまちづくりについて誰がどのような役割を持ち、どのように進めていくのかといった基本原則を定めた「羽生市まちづくり自治基本条例」を制定し、平成22年4月から施行しています。

このようなことから、これまでの行政経営の経緯を十分に踏まえ、新たに目指すべき目標を設定し、総合的かつ計画的な行政経営を行うため、新たに総合振興計画を策定しました。

(2) 計画の性格

総合振興計画は、羽生市のまちづくりを行っていく最高理念となるもので、将来に対する長期的展望の下に目指す都市像を明確にし、それを実現するための施策の方向を示したものです。

(3) 計画の構成

①基本構想

将来都市像や施策の大綱を示すものです。

計画期間 平成20年度（2008年度）～平成29年度（2017年度）

【平成25年度（2013年度）一部改定】

②基本計画

基本構想を実現するための施策を体系的に示すものです。基本構想の計画期間を前期5年間と後期5年間とし策定します。

計画期間 前期 平成20年度（2008年度）～平成24年度（2012年度）

後期 平成25年度（2013年度）～平成29年度（2017年度）

③実施計画

基本計画に掲げた施策を実現するための具体的な取り組みを示したものです。
 計画期間は3年間で、毎年度実施内容を見直すローリング方式とします。

		平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	
基本構想		→										
基本 計画	前期	→										
	後期						→					
実施計画		→					→					
			→					→				
				→								
					→				→			

2 羽生市の現状

①自然条件

羽生市は、埼玉県の北東部に位置し、東京へは 60 k m、さいたま市へは 40 k m の距離にあります。

市の北部は、利根川を挟んで群馬県に接し、東部及び南部は加須市に、西部は行田市に接しており、市域面積は 58.55 k m²、東西 10.25 k m、南北 6.71 k m の広がりをもっています。

地勢は平坦で、利根川の豊かな水資源を利用した用水路などが縦横に走り、県北東部の穀倉地帯となっています。

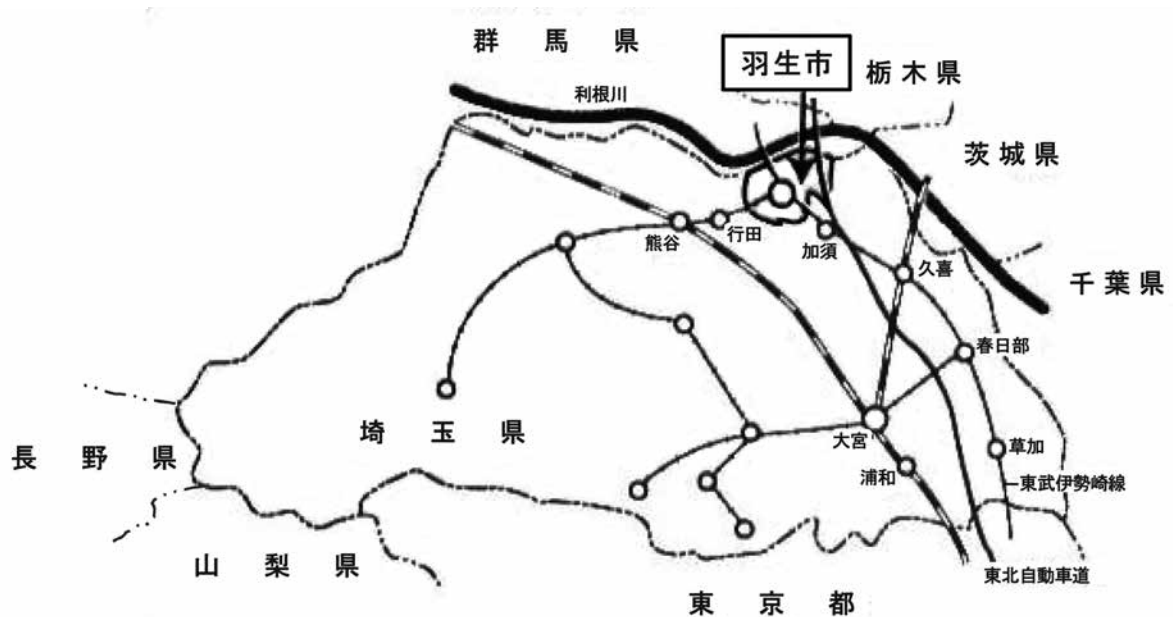
気候は、内陸型気候に属し、夏は蒸し暑く、冬はからっ風といわれる強い季節風が吹き、平成 22 年（2010 年）の平均気温は 15.8℃、降水量は 1,307mm（熊谷気象台観測）です。

②交通環境

東武伊勢崎線は、市の中央西寄りの地区をほぼ南北に走り、羽生駅から浅草駅までは約 80 分、また、JR 久喜駅を経由して大宮駅へ約 40 分、東京駅へ約 80 分で結ばれています。秩父鉄道は羽生駅を起点とし、熊谷駅で JR 高崎線に連絡しています。

道路は、市の西部を国道 122 号が南北に通じ、市の南部を国道 125 号バイパスが東西に通っています。平成 4 年（1992 年）に東北自動車道に羽生インターチェンジが開設され、東京方面・宇都宮方面の各都市へ短時間で結ばれています。これらの幹線道路を中心に県道及び市道がネットワークされています。

羽生市の位置

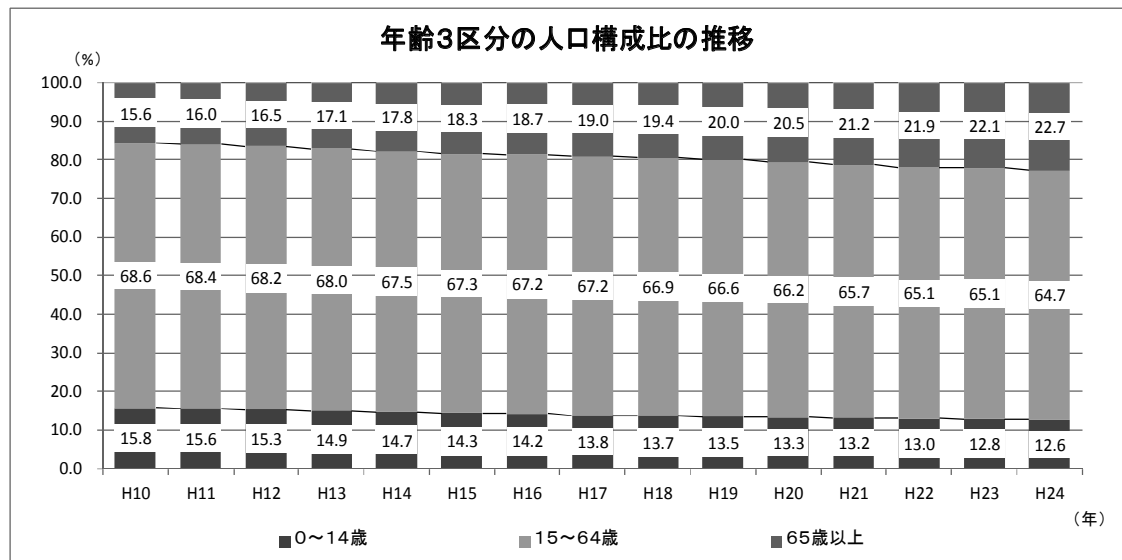
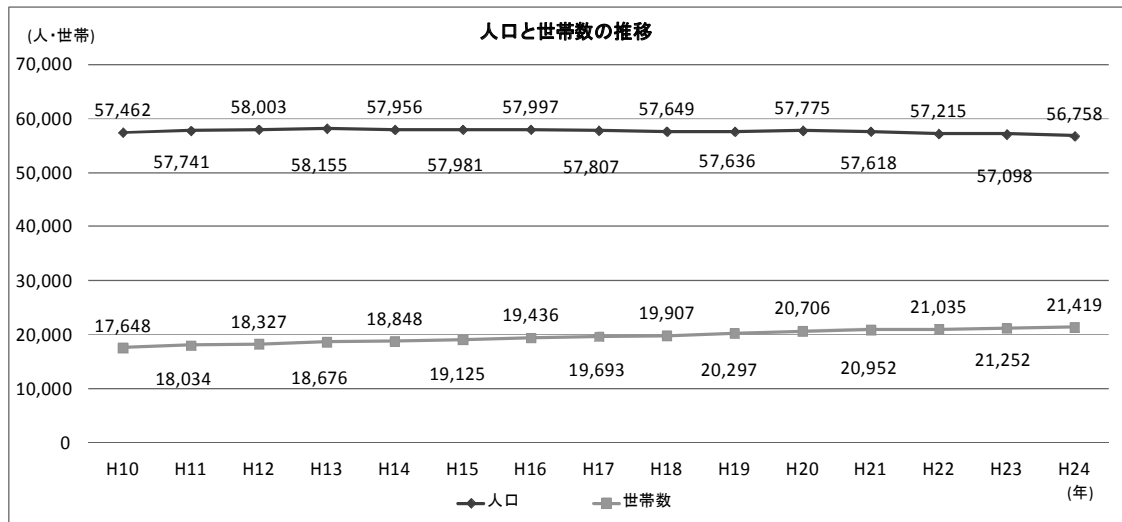


③人口の推移と見通し

わが国の人口は、平成16年（2004年）をピークに減少に転じており、また、埼玉県においても、今後減少すると見込まれています。本市の人口は、平成13年（2001年）の58,155人をピークに減少傾向で推移しており、平成24年1月1日時点で56,758人となっています。

一方、世帯数は、核家族化の進行に伴い、人口が減少する中でも増加傾向にあり、平成24年1月1日時点で、21,419世帯となっています。

また、年齢3区分の人口構成比は、平成10年に14歳以下の年少人口が15.8%、65歳以上の高齢者人口が15.6%でしたが、平成24年には、それぞれ12.6%、22.7%となり、少子高齢化が進行していることがうかがえます。



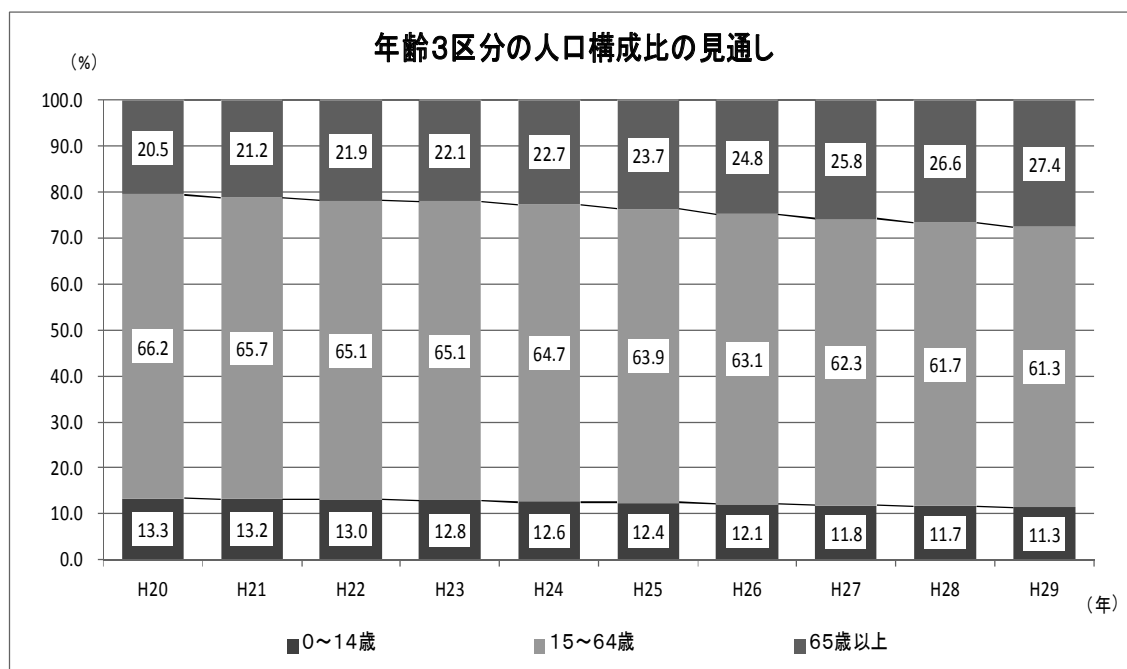
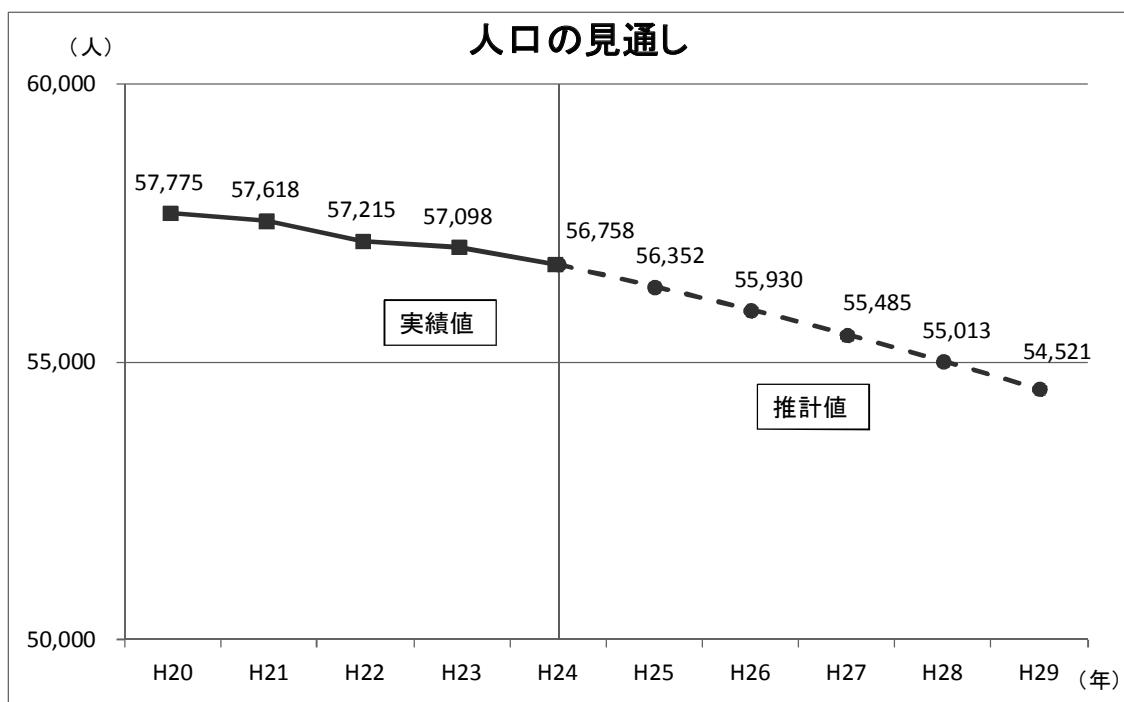
出典：埼玉県町(丁)字別人口調査（各年1月1日時点）

※人口は、住民基本台帳（外国人住民を含む）の数。

本市の人口をコーホート法*1により推計すると、平成 29 年（2017 年）には 54,521 人となり、平成 20 年（2008 年）に比べて 3,200 人以上減少すると見込まれます。

また、平成 29 年（2017 年）の高齢化率は 27.4%と見込まれます。

* 1）コーホート法：将来の人口予測を計算する方法で、性別・年齢別生存率・年齢別移動率・年齢階級別出生率、出生の男女別比率を用いて予測するものです。



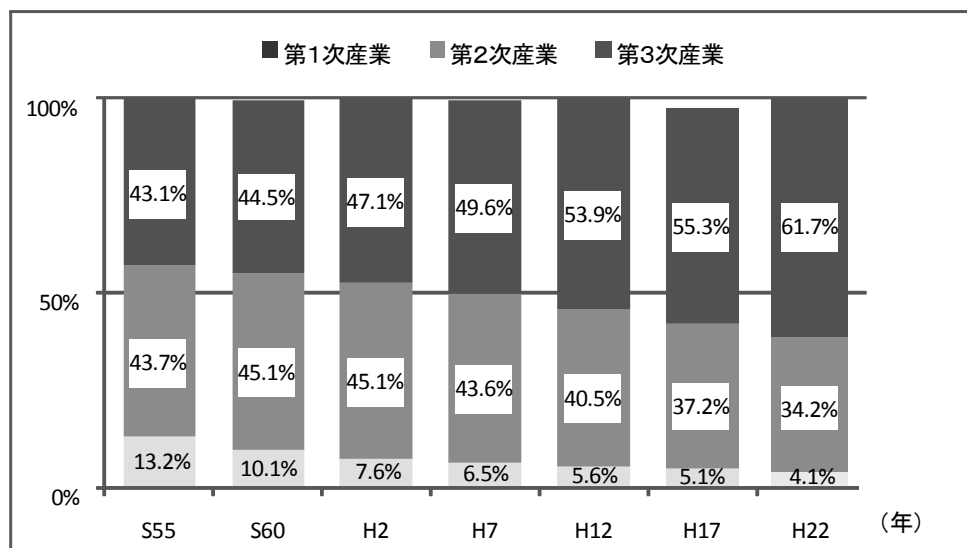
※人口は、住民基本台帳（外国人住民を含む）の数。（各年 1 月 1 日時点）

④産業

産業別就業者の割合は、昭和55年（1980年）には、第1次産業が13.2%、第2次産業が43.7%及び第3次産業が43.1%であったものが、平成22年（2010年）には、第1次産業が4.1%、第2次産業が34.2%及び第3次産業が61.7%と変化し、第1次及び第2次産業の割合が低下し、第3次産業の割合は上昇しています。

農業や製造業などの就業者の減少と、サービス部門の就業者の増加により、産業構造がソフト化・サービス化傾向にあることがうかがえます。

産業別就業者割合の推移



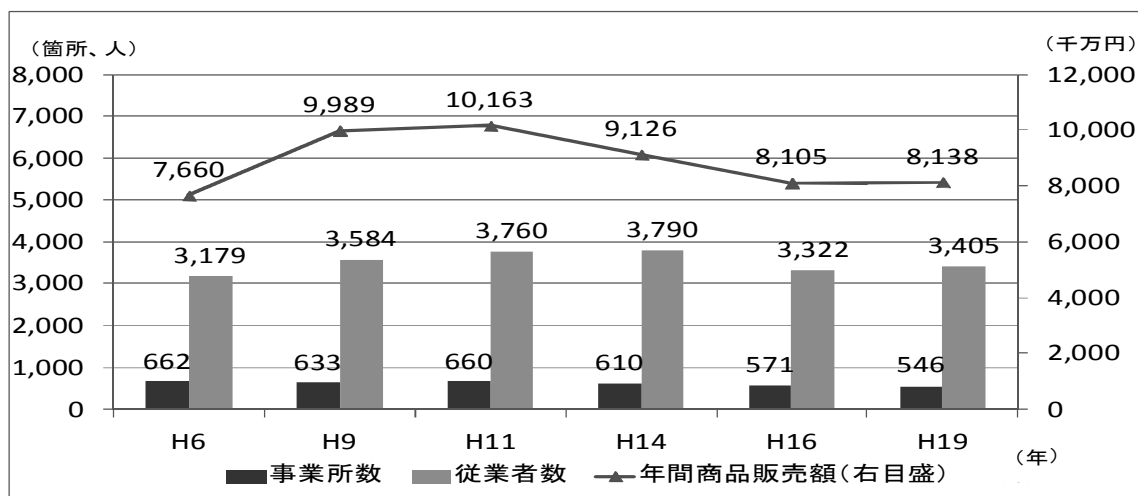
出典：国勢調査

* 「分類不能」があるため、合計が100%にならない。

【商業】

商業については、事業所数、従業者数、年間商品販売額とも、減少傾向にあります。平成19年（2007年）11月に大型ショッピングモールが市の南部にオープンしました。

商業の推移

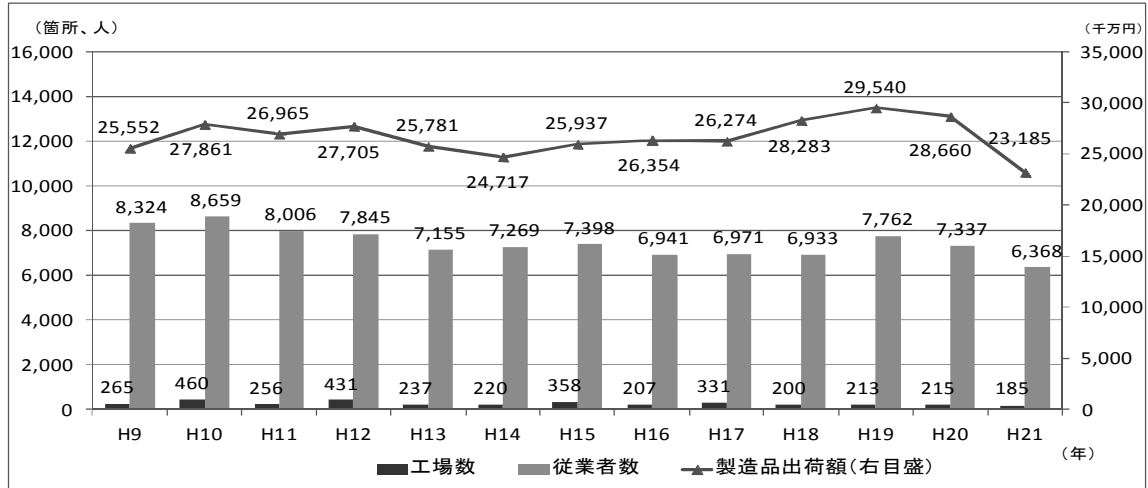


出典：商業統計調査（平成6年、11年は7月1日、その他は6月1日時点）

【工業】

工場数は減少傾向にあります。一方、従業者数は平成 19 年（2007 年）には一旦増加しましたが、世界的な経済情勢の悪化を受け、平成 20 年（2008 年）より再び減少しています。また、製造品出荷額は、平成 15 年（2003 年）から、増加傾向で推移していましたが、平成 20 年から減少に転じています。

工業の推移



出典：工業統計調査（各年 12 月末時点）

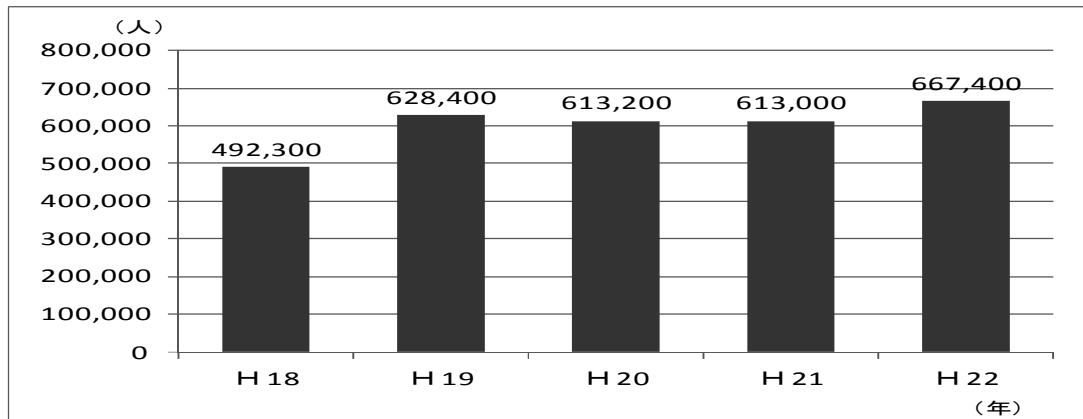
※平成 13、14、16、18、21 年は、特定業種を除く 3 人以下の事業所は含まない。

【観光】

入込観光客数は、平成 18 年(2006 年)に 492,300 人でしたが、平成 22 年(2010 年)には 667,400 人となっています。

本市の観光資源としては、小説「田舎教師」、スカイスポーツ公園、キャッセ羽生（三田ヶ谷農林公園）、全国唯一のムジナモ自生地のある県営羽生水郷公園、さいたま水族館などがあります。また、本市のキャラクタームジナもんやいがまんちゃんをはじめ、全国のゆるキャラ®が参加する「ゆるキャラ®さみっと in 羽生」や、11 基のみこしと 2 台の山車が練り歩く羽生夏まつりでは、多くの観光客でにぎわっています。

入込観光客数の推移



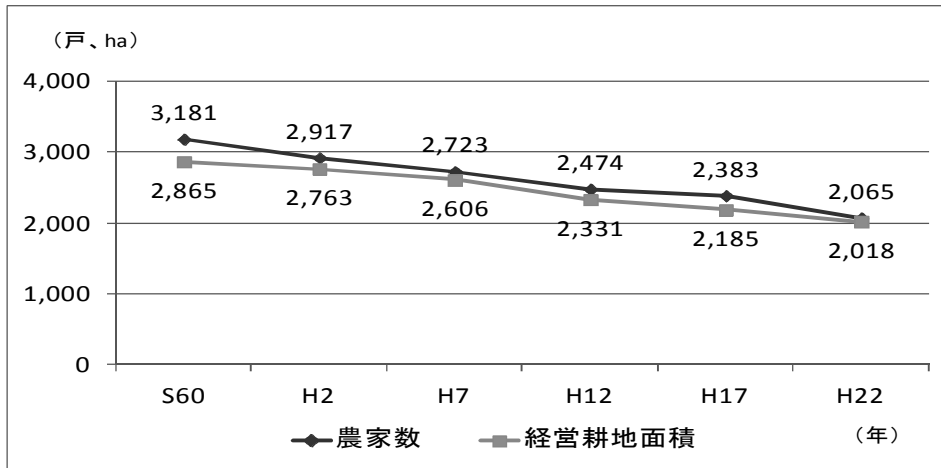
出典：入込観光客数推計調査

【農業】

農業については、農家数及び経営耕地面積が減少傾向にあります。

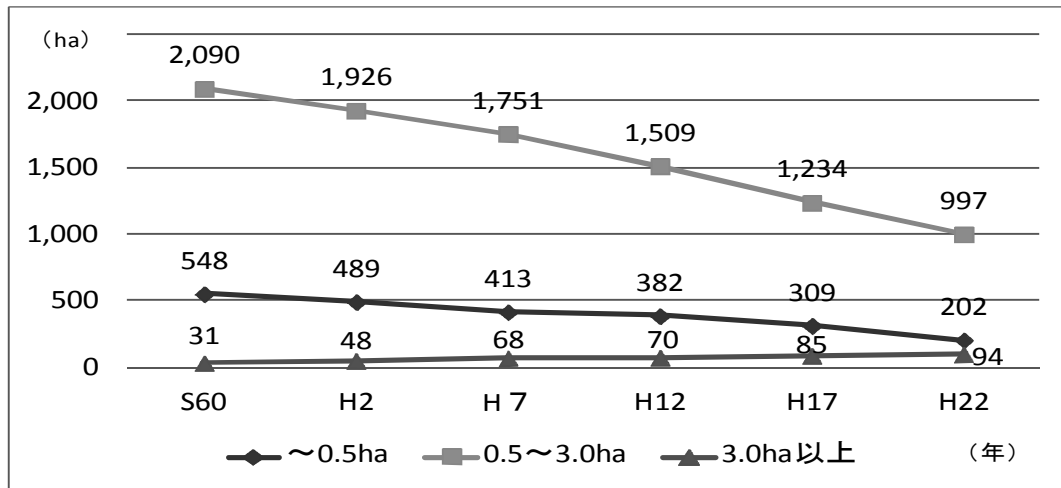
その中でも、自給的農家を除く小規模農家の減少が著しく、反面、大規模農家及びその耕作面積は増加しており、耕作地の集約化が進んでいることがうかがえます。また、農業従事者は高齢化が進んでいます。

農家数等の推移



出典：農業センサス

経営耕地面積規模別販売農家数の推移

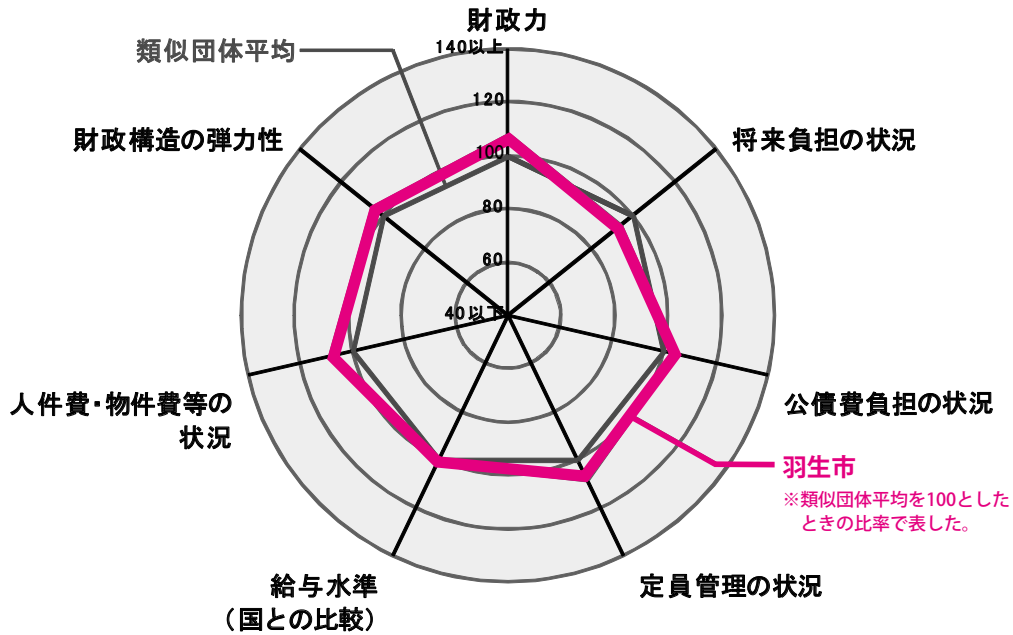


出典：農業センサス、世界農林業センサス

※「~0.5ha」は自給的農家数を除く。

⑤市財政

平成 21 年度（2009 年度）普通会計決算による「市町村財政比較分析表」で、羽生市の財政を類似団体*²と比較すると、類似団体平均を下回るのは、「将来負担の状況」「給与水準（国との比較）」となっています。本市の将来負担比率*³が 141.3%（前年度 148.2%）となっているのに対し、類似団体では 106.7%（前年度 113.2%）、埼玉県市町村平均は 72.8%（前年度 78.6%）です。また、本市のラスパイレス指数*⁴が 97.7%（前年度 98.4%）となっているのに対し、類似団体では 97.8%（前年度 97.6%）、全国市平均 98.8%（前年度 98.4%）です。



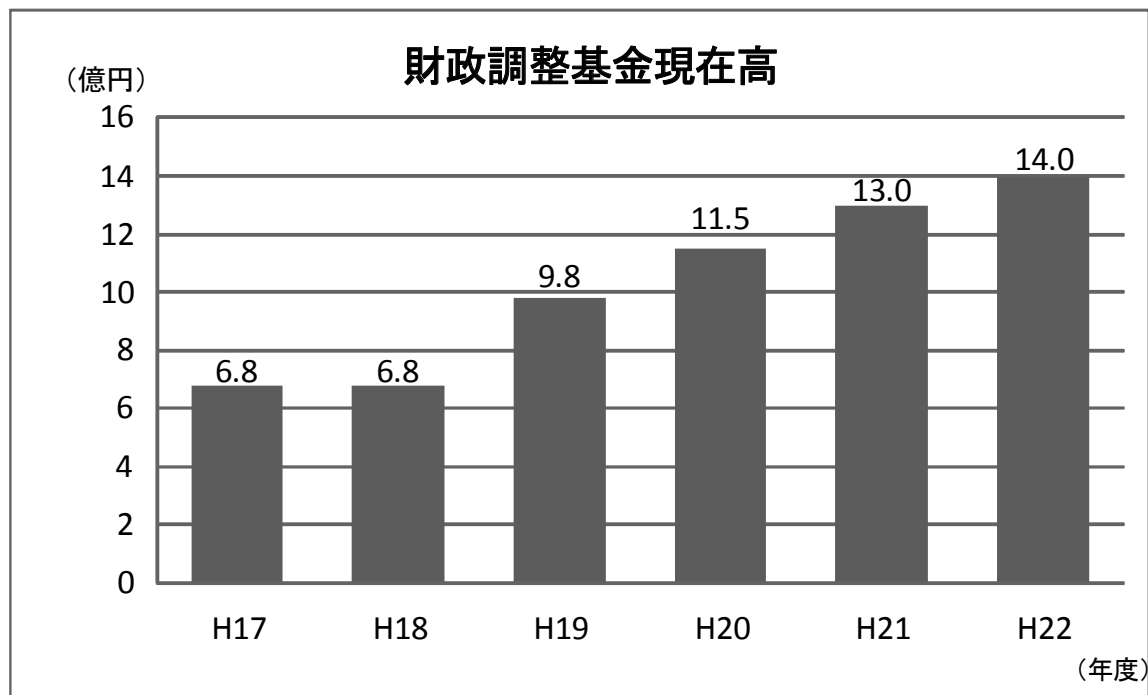
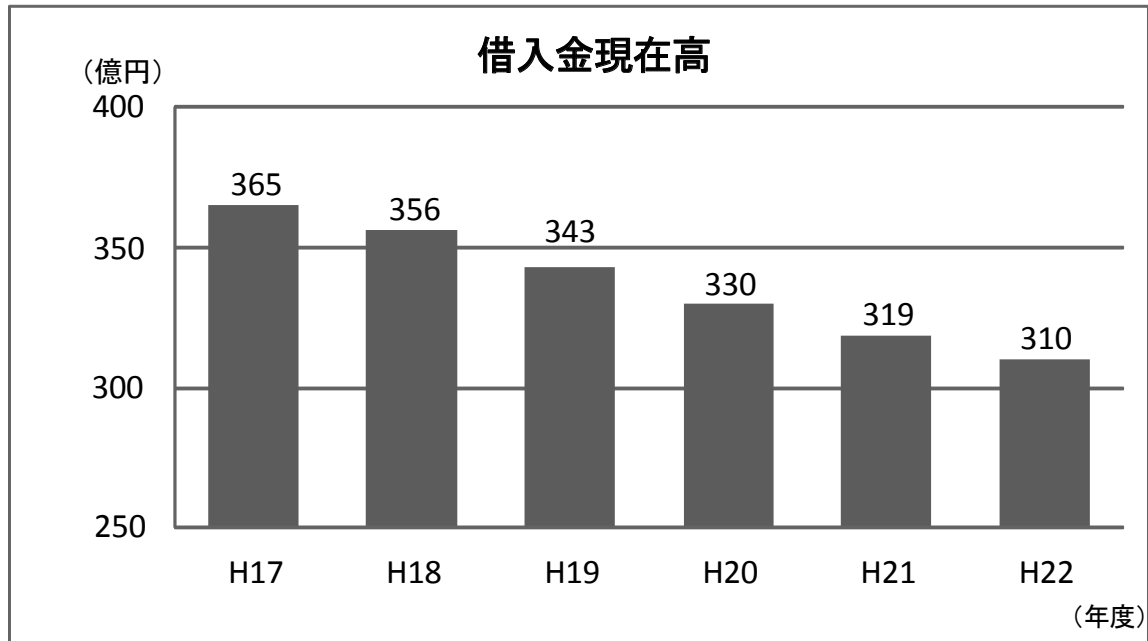
* 2) 類似団体：人口および産業構造等により全国の市町村を 35 のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体のことです。

* 3) 将来負担比率：一般会計等が抱える実質的な負債の残高が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標のことで、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

* 4) ラスパイレス指数：国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示すものです。

市及び関連団体を合わせた借入金現在高は、平成 17 年度末では 365 億円でしたが、平成 22 年度末では 310 億円と、平成 17 年度比で 15.1% (55 億円) の減少となりました。また、市の財政調整基金*5 現在高は、平成 17 年度末では 6.8 億円でしたが、平成 22 年度末では 14.0 億円と、平成 17 年度比で 105.9% (7.2 億円) の増加となりました。

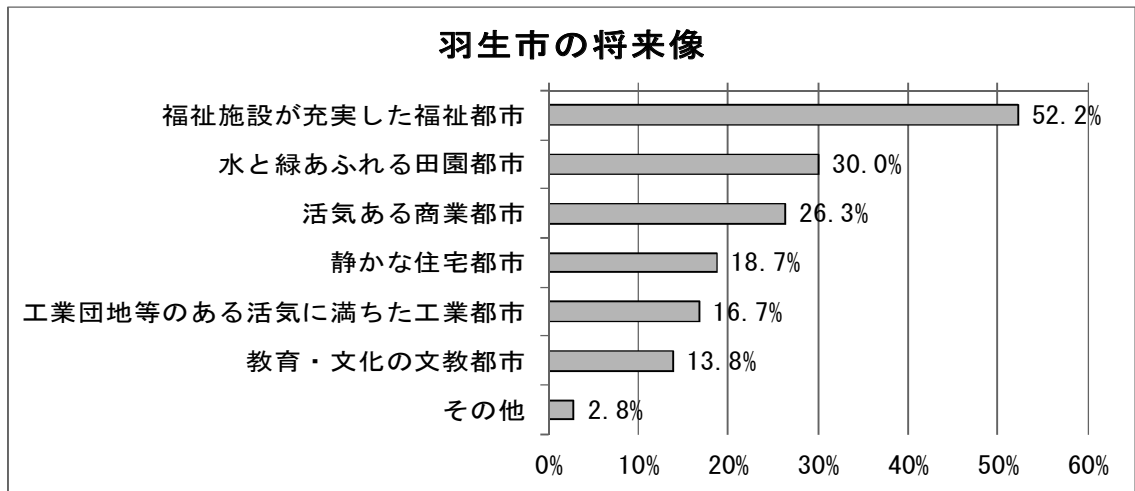
* 5) 財政調整基金：年度によって発生する財源の不均衡を調整するために設けている基金のことです。



3 市民意識

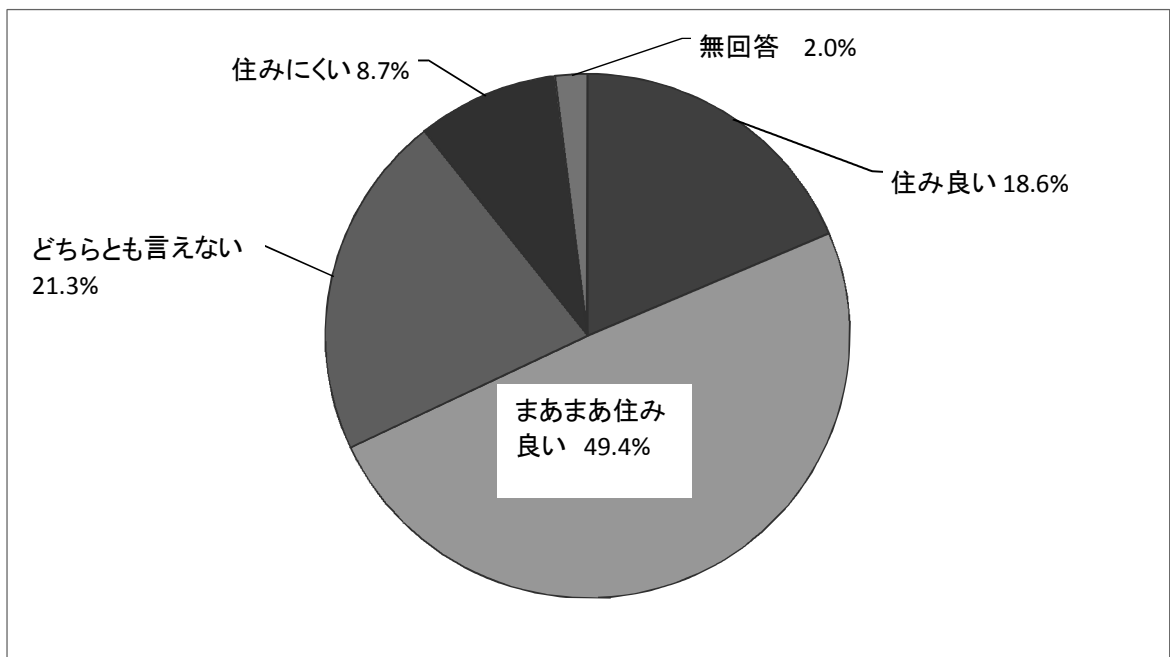
①羽生市の将来像

平成 22 年度（2010 年度）に行った市民意識調査をみると、市民が望む羽生市の将来像は「福祉施設が充実した福祉都市」が 52.2%、「水と緑あふれる田園都市」が 30.0%、「活気ある商業都市」が 26.3%の順となっています。（複数回答可のため合計が 100%となりません。）



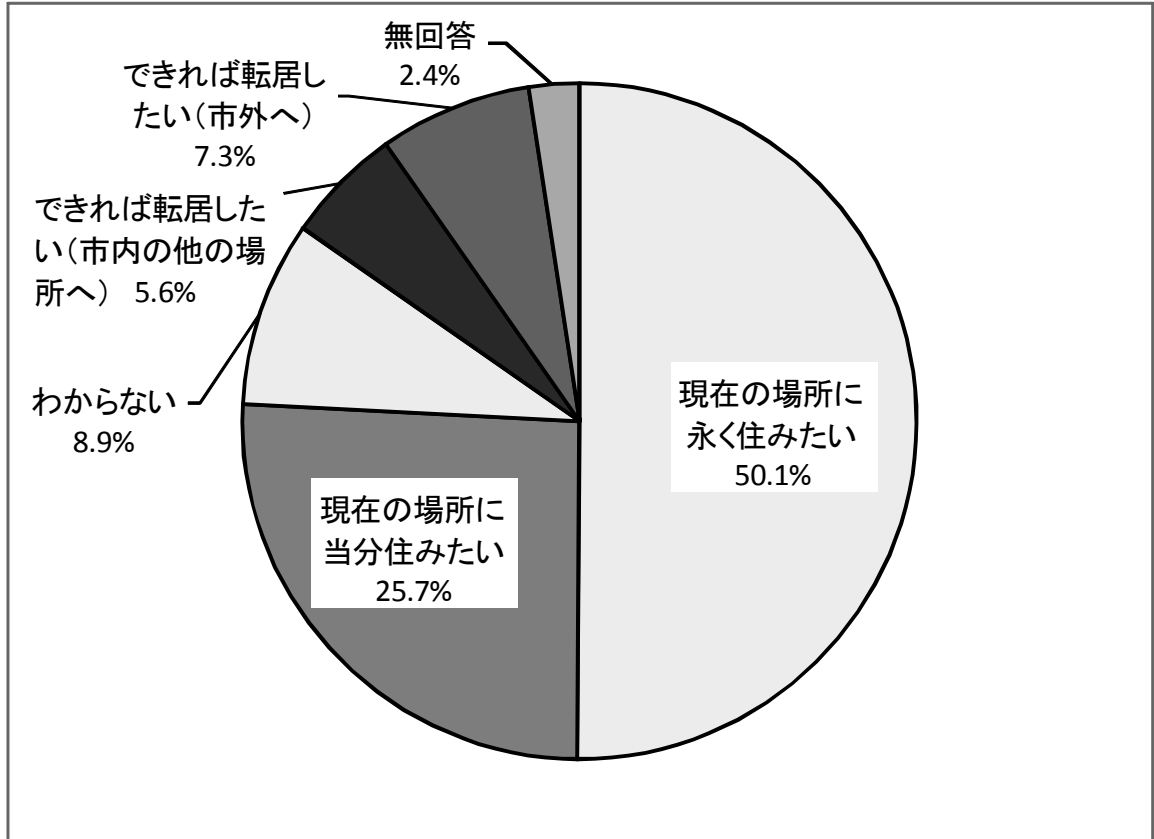
②羽生市の住み心地

市民の住み心地に関する意見は、「まあまあ住み良い」が 49.4%とほぼ半数を占めています。また、「住み良い」と「まあまあ住み良い」を合わせると 68.0%となり、住み心地が良いと感じる割合が高くなっています。



③羽生市の定住意向

市民の定住意向については「現在の場所に永く住みたい」が50.1%と半数を占めています。また「現在の場所に当分住みたい」の25.7%を合わせると75.8%となり、市民の定住意向は高い傾向となっています。



④施策に関する調査結果

市が前期基本計画に示したそれぞれの施策について、市民が現時点でどの程度満足しているのか、また、これから先どういった施策に力を入れるべきと考えているのかを調査しました。

前期基本計画の施策体系図

政策名	施策名	施策の満足度		力をいれるべき施策	
		スコア	順位	%	順位
市民との協働によるまちづくり	市民協働の推進	-0.04	8	6.3	24
	人権施策の推進	0.05	4	0.9	44
	男女共同参画社会の確立	-0.06	11	2.5	37
	国際化の推進	-0.34	34	2.5	37
	消費者行政の推進	-0.27	30	5.5	28
安全で安心なまちづくり	消防・救急の充実	0.36	1	16.6	6
	防災対策の推進	0.09	3	8.0	19
	防犯対策の推進	-0.04	9	16.1	7
	交通安全対策の推進	0.01	7	8.7	17
健康で希望に満ちたまちづくり	健康づくりの推進	0.02	5	17.8	5
	地域医療の充実	-0.32	32	40.4	1
	地域福祉の推進	-0.19	25	13.8	10
	子育て支援の推進	-0.13	19	12.4	14
	障がい者支援の推進	-0.16	23	9.1	16
	高齢者支援の推進	-0.26	29	37.9	2
	社会保障の充実	-0.43	38	26.0	3
次代を担う個性豊かなまちづくり	幼児・家庭教育の充実	-0.15	22	6.1	25
	義務教育の充実	0.02	6	6.8	22
	高等教育機関等との連携	-0.14	21	1.6	40
	生涯学習の推進	-0.06	12	4.0	33
	文化の継承・振興	-0.13	18	3.4	34
	生涯スポーツの振興	-0.12	16	5.5	28
活気に満ちたまちづくり	農業の振興	-0.40	37	15.0	8
	商業の振興	-0.60	43	13.0	13
	工業の振興	-0.48	40	6.4	23
	観光の振興	-0.55	42	7.3	21
	就労促進・労働行政	-0.69	44	13.6	12
快適で住みやすいまちづくり	市街地の整備	-0.33	33	6.1	25
	道路の整備	-0.45	39	14.4	9
	上水道の整備	-0.13	20	2.6	36
	下水道の整備	-0.4	36	13.8	10
	公園・緑地の整備	-0.17	24	7.5	20
	市民の移動手段の確保	-0.53	41	8.4	18
	ごみ処理の適正化	-0.10	15	9.5	15
	し尿処理の推進	-0.10	14	2.4	39
	環境保全の推進	-0.13	17	4.9	31
行政経営の改革	広報・広聴の充実	0.12	2	1.3	42
	情報化の推進	-0.06	10	1.0	43
	情報の公開と適正な運用	-0.09	13	4.2	32
	行政改革の推進	-0.25	26	5.2	30
	人事管理	-0.26	27	3.2	35
	健全な財政運営	-0.40	35	20.9	4
	広域行政	-0.26	28	1.5	41
	危機管理の充実	-0.32	31	6.0	27

(7政策 44施策)

調査結果をもとに「施策の満足度」と「力を入れるべき施策」について分析を行いました。

● 施策の満足度

施策の満足度については、次の算式により、満足度スコアを算定し、分析しました。

$$\frac{\text{満足度スコア}}{\text{回答者数} - (\text{「わからない」件数} + \text{「無回答」件数})} = \frac{(\text{「満足」件数} \times 2\text{点} + \text{「やや満足」件数} \times 1\text{点} + \text{「普通」件数} \times 0\text{点} + \text{「やや不満足」件数} \times \Delta 1\text{点} + \text{「不満足」件数} \times \Delta 2\text{点})}{\text{満足度スコア}}$$

各項目の5段階評価を加重平均によって点数化して、満足度を表しています。値がプラスになるほど満足度が高く、マイナスになるほど満足度が低いことを意味します。

● 力を入れるべき施策

力を入れるべき施策については、何%の人が当該施策に対して力をいれるべきと回答しているかを算定しました。【複数回答可】

$$(\text{当該施策に対して力を入れるべきだと回答した人の数}) \div (\text{有効回答者数})$$

これは例えば、25.0%の場合、有効回答者のうち、4人に1人がその施策について力を入れるべきであると回答していることを表します。

● 分析の結果

各施策に対する満足度については、「消防・救急の充実」、「広報・広聴の充実」、「防災対策の推進」に対する満足度が高くなっており、「安全で安心なまちづくり」分野等に対する市民の満足度が高くなっています。

その一方で、「就労促進・労働行政」、「商業の振興」、「観光の振興」の満足度は低くなっており、「活力に満ちたまちづくり」分野に対する満足度が低く、強化が求められていることがうかがえます。

また、力を入れるべき施策については、「地域医療の充実」が最も高く、次いで「高齢者支援の推進」、「社会保障の充実」となっており、「健康で希望に満ちたまちづくり」分野に対する期待が高いことが分かります。

具体的には、さらに充実した医療を受けられる体制づくりや安心して高齢者が生活できるための施策などに力を入れるべきと考えていることが分かりました。

4 羽生市を取り巻く社会環境

まちづくりは、長期的展望のもとに進める必要があるため、本市を取り巻く社会環境を以下のとおり整理しました。

①少子高齢化

わが国の人口は、平成 16 年（2004 年）をピークに減少へと転じ、平成 22 年（2010 年）の 1 億 2,806 万人から平成 72 年（2060 年）には 8,674 万人になると見込まれ、50 年間で 4,132 万人の減少が見込まれています。（国立社会保障・人口問題研究所推計）

合計特殊出生率^{*6}は平成 17 年（2005 年）の 1.26 から平成 22 年（2010 年）には 1.39 に回復していますが、生活様式の変化や未婚者の増加や晩婚化、また子どもを産み育てることに対する考え方の多様化により、全国的に少子化が進行しています。

その一方で、生活環境の向上や医療の進歩などに伴い、平均寿命が伸びることにより、高齢化率^{*7}は平成 22 年（2010 年）の 23.0%から平成 72 年（2060 年）には 39.9%へと 16.9%増加が見込まれ、世界でも例をみないほどのスピードで高齢社会を迎えています。

* 6）合計特殊出生率：一人の女性が生涯に生むと思われる平均子ども数を示すもののことです。なお、人口を維持するための合計特殊出生率は 2.07 といわれています。

* 7）高齢化率：総人口に占める 65 歳以上の割合のことをいいます。

②国際化

交通・通信手段の高度化等により、日常生活や経済活動における「国際化」が進展し、「人」、「もの」、「情報」の動きが活発化する一方、円高傾向の継続や製造原価が安価で、巨大な市場を抱えたアジア諸国などへの企業の流出により、製造業の国内における空洞化が懸念されています。

また、地方自治体による国際化の施策は、国際交流を中心としたものから、国際協力や外国人との共生社会の形成へと拡大してきています。

③情報通信技術（ICT）の高度化

多機能携帯電話や高速インターネット回線の普及により、情報伝達のスピード化が図られ、社会の高度情報化が急速に進んでいます。

このため、産業分野のみならず、市民生活においても、住み、働き、学ぶ場所の選択の幅が広がるなど、生活が一層便利で豊かになると予想されることから、情報格差が生じないよう対策を講じていく必要があります。

④成熟社会（市民の価値観の多様化）

近年、従来の「もの」を購入することに価値を求める生活から、心の豊かさやゆとりを大切に生活に価値をおくことが重視されるようになっていきます。

このようなことから、ボランティアやNPO活動といった市民の社会貢献活動への関心が高まる中で、人々の価値観やライフスタイルは、ますます多様化、個別化していくものと予想されます。一方では、若年層を中心に、フリーターやニート、社会参加ができない者の増加などが、社会問題として指摘されています。

⑤地球温暖化対策

平成 17 年（2005 年）2 月に発効した京都議定書は、平成 25 年（2013 年）以降も延長することが決まり、平成 32 年（2020 年）にはアメリカや中国などの大量排出国すべてが参加する新しい枠組みをつくることが合意されるなど、二酸化炭素の排出量削減に向けた取り組みが進展しています。地球規模での環境問題への対応は、産業活動によるものだけでなく、一人ひとりの身近な生活レベルからの改善が必要となっています。

⑥地方分権

21 世紀は、地方自治体や市民が自己決定し、自己責任において地域づくりを進めていく地域主権の時代であり、国や県の権限や事務を地域に密着した市町村に委譲し、その地域の特色を生かした分権型社会を実現することが求められています。平成 12 年（2000 年）4 月に「地方分権一括法」が施行され、平成 16 年度（2004 年度）には地方への国庫補助負担金の改革、国から地方への税源移譲、地方交付税の見直しを同時に進める、いわゆる「三位一体の改革」が実行されました。また、平成 19 年（2007 年）4 月には地方分権改革推進法が施行され、第二期地方分権改革が進められています。

国では、これまで、分権型社会の実現のため「平成の大合併」といわれる市町村合併を強力に進め、市町村数は約 1,700 にまで減少しています。

今後も、人口減少時代に対応した市町村の効果的で効率的な行政運営を実現させるため、自己決定・自己責任のもとで地域の実情やニーズを踏まえた魅力あるまちづくりを推進する必要があります。

⑦安全安心意識の高まり

平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東日本大震災を契機として住民の防災意識が高まり、現在の防災体制、災害対策を見直し、再構築を図っていく必要が生じています。

本市においては、地域防災計画を基本に利根川に接していることにも考慮した防災対策の推進が課題となっています。

市民の安全を確保するうえで、地域コミュニティによる災害時の初期対応は重要な役割を果たします。

また、凶悪犯罪の多発や振り込め詐欺などでは、子どもや高齢者等が被害者となる例が多く、地域コミュニティによる見守り活動も必要となっています。

さらに、交通安全対策、食の安全対策、感染症対策などを含めて、多様な安全対策の実施による安心感のある社会づくりが課題となっています。

⑧男女共同参画

少子高齢化の進展に伴い人口が減少していく中で、豊かで活力にあふれた社会を築いていくためには、女性と男性がともに社会を支えていくことが必要であり、人々の多様なニーズに対応し、心豊かな社会を形成するには、女性の社会参画が不可欠です。さらには、女性があらゆる分野に参画していくことは国際的潮流となっています。

国においては、平成 11 年（1999 年）6 月に「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成 22 年（2010 年）12 月には「男女共同参画基本計画（第 3 次）」が策定されています。本市においても男女共同参画社会の実現が求められています。

⑨新しい公共の創造

地方分権が進み、また社会経済情勢が大きく変化する中で、厳しい財政状況下にあっても、高度化・多様化する公共サービスへのニーズに適切に対応していくためには、行政は自らが担う役割を重点化し、市民団体をはじめ NPO や企業等地域の多様な主体と協働していくことが必要です。「新しい公共^{*8}」の概念のもと、地方自治体がこれまで行ってきた公共サービスを今後は多元的な主体によって担うようにしていくことが求められています。

*8) 新しい公共: 行政と市民が役割分担を見直し、協働して支えるという考え方のことです。行政だけでなく、地域の様々な主体が自治体と協働して公共サービスが適切な受益と負担のもとに提供されます。

⑩産業構造の変化

日本の産業構造は、ソフト化・サービス化が進んでいます。平成 22 年（2010 年）の国勢調査では、第 1 次産業の就業者数の割合が 4.1%（昭和 55 年（1980 年）は 13.2%）、第 2 次産業が 34.2%（同 43.7%）、第 3 次産業が 61.7%（同 43.1%）となっており、本市も同様の傾向を示しています。

本市の地域経済を支える農業や工業、商業においては、後継者問題、国内における製造業の空洞化の問題、中心市街地の活性化などの課題を抱えています。

今後は、誰もが生き生きと働き、定住できる環境づくりとして、魅力ある農業の振興や企業誘致による雇用の場の確保、地域資源を活用した環境産業やコミュニティビジネス^{*9}などの新産業の創出とともに、産業構造の変化に柔軟に対応できる人づくり・基盤づくりが求められています。

*9) コミュニティビジネス: 市民が主体となって地域の課題を地域の資源を使って解決し、その活動の利益をコミュニティに還元することによって、コミュニティを再生するビジネスのことをいいます。

⑪教育構想の改革

国の「教育振興基本計画」では、教育の発展なくして我が国の持続的な発展はなく、社会全体で「教育立国」の実現に取り組むとしており、教育の基本である「知・徳・体」の原点に立ち戻り、基礎学力と規範意識を持った優れた人材を育成することが必要不可欠です。

今後も、児童生徒への学力向上の取組み、心と体の調和の取れた人間形成などが求められています。

5 まちづくりの主要課題

本市を取り巻く社会環境を踏まえ、新たな発展のための主要課題を以下のとおり設定します。

①市民力の向上

まちづくりの主体・主役は市民であり、それを支えるのが行政の役割の一つです。市民がまちづくりの主体として活躍するためには、これまで以上に市民力の向上が重要となります。

また、地域社会の活力を維持するためには、市民一人ひとりの地域活動への参画が基本になります。

まちづくりを担う市民活動を活発にするため、ボランティアやNPOなどのリーダーの育成、市民活動組織の運営支援、活動の場づくりなどを進めていく必要があります。また、長期的には、このような市民活動の中からコミュニティビジネスなどへの発展が期待されています。

さらに、新たな人材の誘導を図ることも、市民力向上につながります。

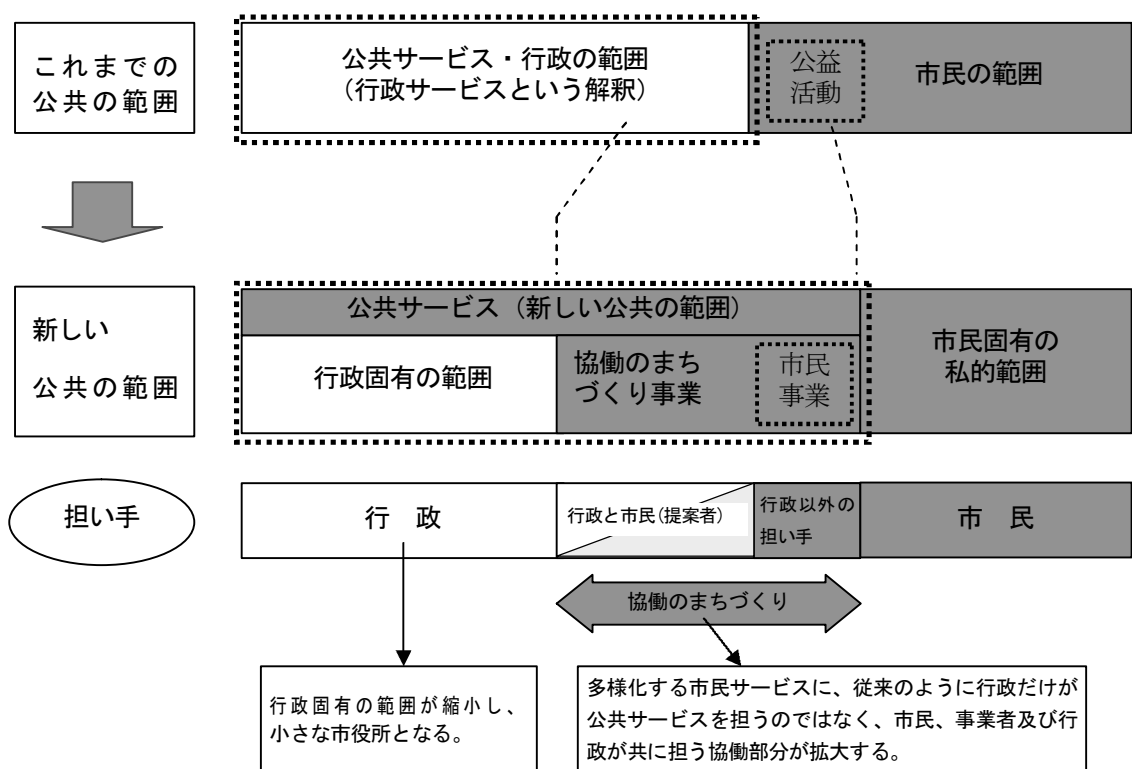
②協働のまちづくりの推進

今後、行政が担う役割は、戦略的な地域経営のための企画立案や条例制定など、行政でなければ対応しえない部分であり、地域経営の本部としての機能を発揮することです。

行政だけでなく、市民も公共の役割を担えるよう、「新しい公共」を多元的な主体の参加・活動により形成する必要があります。

また、市民が「新しい公共」を自ら担うことは、地域経営に責任と誇りを持つことにもつながります。

協働のまちづくりによる公共的範囲のイメージ



③災害に強いまちづくりの推進

災害に対しては、過去の教訓を踏まえて、いかに被害を少なくできるか、減災への取り組みを推進することが求められます。

そのためには、平時から、災害時の適切な体制の構築、十分な避難場所や備蓄品の確保、建造物の耐震化などにより、災害対応力を高めることが必要です。

また、災害時には市民、地域、行政が緊密に連携することが大切です。そこで、自主防災組織の支援や防災訓練などを通じ、災害対応力の高いコミュニティづくりを推進することが必要です。

④保健・医療・福祉の充実

市民が、いつまでも元気に活躍できるよう、健康に暮らせる社会づくりを進めることが求められています。このため、生活習慣病対策など、生涯にわたる健康づくりを推進する必要があります。

また、市民が必要とするときに適切な医療が受けられるよう、地域医療体制の充実が求められています。

福祉については、少子高齢化が進行する中で介護保険制度を中心とした高齢者サービスの充実を図るとともに、次世代育成のための保育サービスの充実やワーク・ライフ・バランス^{*10}に配慮した社会の実現を目指していく必要があります。また、障がい者施策については、ノーマライゼーション^{*11}の考え方の普及、ユニバーサルデザイン^{*12}のまちづくりの推進などが課題となっています。

*10) ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の両立（共存、調和）のことで、仕事と仕事を離れた個人の生活の両方について、どちらかが犠牲になることなく、それぞれをバランスよく充実させていこうとする考え方で、仕事だけでなく、同時に生活が満たされることで、企業活動における個人の生産性や能力が高まり、結果的に会社に多くのメリットをもたらすと考えられています。

*11) ノーマライゼーション：障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きることが自然であるという考え方のことをいいます。

*12) ユニバーサルデザイン：年齢、性別、能力の違いなどにかかわらず、すべての人が暮らしやすいまち、利用しやすい施設、製品、サービスなどをつくっていこうとする考え方のことをいいます。

⑤教育の充実

広い視野で羽生市を見つめることができ、地域の発展に活躍できる将来の羽生を担う人材の育成のため、学力向上やスポーツ振興の取り組みなどにより、心と体の調和の取れた人間形成などを推進するとともに、地域の視点を踏まえた教育活動を推進していく必要があります。

⑥地域経済の活性化

本市の活力を高め、市民が生き生きと暮らすには、地域経済のさらなる発展が不可欠です。そのために、各産業の活性化を図るとともに、恵まれた交通条件などを生かした活動や新たな企業誘致等を進める必要があります。

また、経済活動を支えるのは優れた人材であり、新たな人材の確保や技術力の向上などの

教育・訓練を支援することが求められています。

⑦持続可能な都市形成

本市の人口は今後も減少が見込まれ、土地利用については、市街化区域内に低・未利用地が多く残されているため、市街化区域の拡大を図るよりも、既存の市街化区域に集約することが求められています。

このため、新たな目的の土地利用を除き、都市的機能は既存の市街化区域に誘導することにより、これまでに行った投資を有効に活用するとともに、日常生活圏が小さくてすみ、かつエネルギー効率が良いまちである「コンパクトシティ」の考え方に基づいた都市形成を進めていく必要があります。

⑧行政力の向上

戦略的な地域経営を担う主体として、さらなる行政力の向上が求められています。

市民のニーズを的確に把握し、それらを施策として企画・立案し遂行する実力を養う必要があります。このため、職員研修の強化、優秀な人材の確保や民間からの人材登用などを進めるとともに、市民の力を行政の一部に活用することも必要です。

